

婚姻費用分担請求調停を申し立てる方へ

1 概要

別居中の夫婦の間で、生活費（婚姻費用）の分担について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、婚姻費用の分担を求めることができます。また、一度決まった婚姻費用であってもその後に事情の変更があった場合（転職、子どもの進学等により収入や支出が大きく変動した場合など）には婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、申立人（あなた）及び相手方からお話をお聴きし、書類を提出していただきたりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、婚姻費用の算定表（最高裁のウェブサイト <http://www.courts.go.jp>/内にある東京家裁の算定表を参照）を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いによる解決ができずに調停が終了（不成立）した場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- 申立手数料・・・収入印紙1200円分
- 連絡用の郵便切手・・・別紙のとおり

3 申立てに必要な書類

裁判所には、次の書類を提出していただくこととなりますが、必ず申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日に持参してください。

申立書

※ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付することになりますので、裁判所提出分のほかに、相手方用のコピー1通を提出してください。相手方に知られたくない情報（住所など）がある場合には、申立書には記載せず、裏面の「お問い合わせ先」に記載方法をお問い合わせください。

なお、裁判所の窓口には3枚複写の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

- 事情説明書
- 連絡先等の届出書
- 進行に関する照会回答書
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）→ 3か月以内に発行されたもの

4 申立先

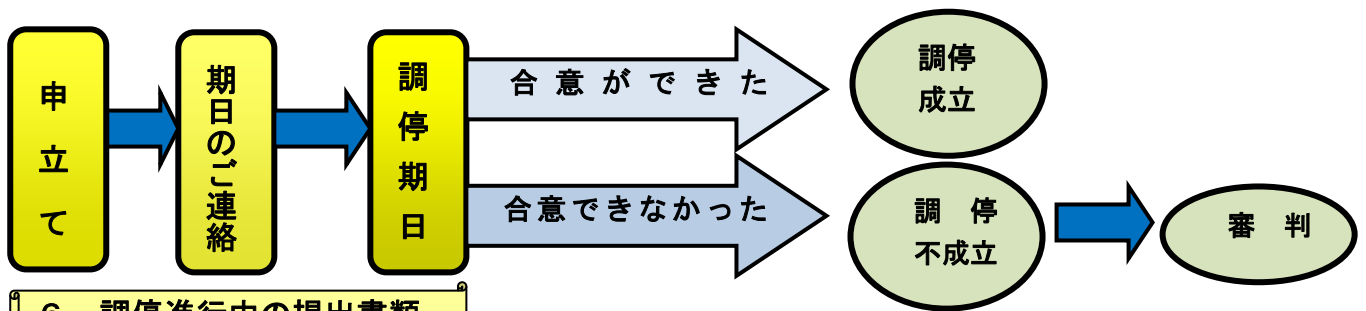
相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

5 調停の進め方について

調停の流れは裏面の図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれの待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室において、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくこととなります。

※ **裏面もお読みください。**



6 調停進行中の提出書類

(1) 必ず提出していただく書類

次の書類は第1回調停期日までに提出してください。

□ 収入に関する資料

→収入がわかる資料（源泉徴収票，給与明細，確定申告書，非課税証明書の各写しなど）

□ 過去の婚姻費用に関する取り決めや支払状況に関する書類

→過去の審判書，判決書，調停調書等の写し

* マイナンバー（個人番号）について

住民票，源泉徴収票，確定申告書などを提出する場合は，マイナンバーの記載のない書類を提出してください。記載のある書類を提出せざるを得ない場合は，マイナンバー部分をマスキング（黒塗り）してください。

(2) その他の書類

特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類が考えられます。必要に応じて，提出してください。※ 事案によっては，このほかの書類を提出していただくことがあります。

7 上記6の書類の提出方法

(1) 婚姻費用分担請求調停は，当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため，書類を提出するときは，提出する書類のコピーを2通とり（裁判所用と相手方用），そのコピーを裁判所に提出してください。調停期日には，裁判所に提出したコピーのもとになった書類を持参してください。

〔例〕給与明細を提出するときは，給与明細のコピーをとり，コピーは裁判所に提出し，給与明細の原本は調停期日に持参する。〕

(2) 相手方に知られたくない情報（源泉徴収票に記載された住所や勤務先名など）がある書類を提出する場合は，その情報をマスキング（黒塗り）してください（相手方用のコピーを提出する場合は，裁判所用及び相手方用のコピー2通ともマスキングしてください）。

マスキングできない書類を提出する場合は，当庁備え付けの「非開示の希望に関する申出書」を提出していただく必要がありますので，調停委員又は担当書記官にその旨お申し出ください。

8 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり，コピーさせたりすること）について

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合，これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため，提出された書類について，相手方に見せること，コピーさせることはしないしてほしいとの申し出があっても閲覧・謄写される可能性があります。

また，調停が不成立となり，審判手続が開始された場合，審判のために必要な書類については，調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類であっても，審判手続では，あらためて閲覧・謄写の申請があれば，法律の定めにより，原則として許可されますので，留意してください。

お問い合わせ先